

役員報酬規程

(総則)

第1条 一般財団法人民都大阪休眠預金等活用団体の役員に対する報酬の支給については、この規程の定めるところによる。

(給与)

第2条 役員（常勤の役員をいう。以下同じ。）の給与は、本給、地域手当、通勤手当及び特別手当とし、非常勤役員の給与は非常勤役員手当とする。

(本給)

第3条 役員の本給は月額とし、次のとおり支給する。

1. 理事長 1,107,000 円
2. 常勤役員 822,000 円

(地域手当)

第4条 地域手当の月額は、本給に100分の10を乗じて得た額とする。

(給与の支給日及び支給方法)

第5条 役員給与の支給日は、毎月15日（支給日当日が休日に当たる場合は、その前の営業日に繰り上げる。ただし、当該日が13日以前の日となる場合においては、支給定日の直後の休日以外の日）とする。

2 特別手当は、6月30日及び12月10日に支給する。ただし、支給定日が休日に当たるときは、その直前の休日以外の日には支給するものとする。

3 役員給与は、法令等に基づきその役員給与から控除すべき金額を控除し、その残額を直接役員に支給する。

(新規に役員となったものの給与)

第 6 条 月の初日以外の日において新たに役員に任命された者に対する任命当月分の給与（第 9 条を除く。以下次条に同じ。）については、第 3 条及び第 4 条に規定する額を当該月の土曜日、日曜日以外の日数で除して得た額にその者が役員となった日から月の末日に至るまでの土曜日、日曜日以外の日数を乗じて得た額を支給する。

（役員でなくなったものの給与）

第 7 条 役員が退職し、解任され、又は死亡した場合は、退職、解任、又は死亡した際の当月分の給与については、第 3 条及び第 4 条に規定する額をその月の土曜日、日曜日以外の日数で除して得た額に、その月の初日からその者が退職し、又は解任された日までの土曜日、日曜日以外の日数を乗じて得た額とする。

2 月の末日以外の日において死亡した役員に支給する死亡当月分の本給及び地域手当の額は、第 3 条及び第 4 条に規定する額の全額を支給する。

（通勤手当）

第 8 条 通勤手当は、別に定めるところにより支給する。

（特別手当）

第 9 条 特別手当は、6 月 1 日、及び 12 月 1 日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）に在職する役員に対し、支給する。当該基準日前 1 か月以内に退職し、又は死亡した役員についても同様とする。

2 特別手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した場合は、退職し、又は死亡した日現在）において役員が受けるべき本給に 0.95 を乗じて得た額に、基準日以前 6 か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を支給する。

- ① 6 か月 100/100
- ② 5 か月以上 6 か月未満 80/100
- ③ 3 か月以上 5 か月未満 60/100

④ 3か月未満 30/100

(非常勤役員手当)

第10条 非常勤役員手当の月額、次に定める額とする。

理事 154,000円

2 非常勤監事について、この法人が報酬を支払うものは、次の各号の区分により、評議員会において報酬支払承認の決議を経たものをいう。

①公認会計士、税理士、弁護士等の国家資格を有し、監査業務に関し専門的な見識を持つと認められるもの

②非常勤の監事で、定款第11条第1項に定める事業報告及び決算書等の監査とともに、年間を通じて、この法人の監査業務に従事するもの

3 前項各号の非常勤監事の報酬基準額は次の各号に定める通りとする。

①前項第1号の監事については、本人との協議に基づき、この法人の監査を全うするに必要とされる社会通念上妥当な金額とする。

②前項第2号の監事については、月額154,000円とする。

4 監事に対する報酬の支払時期については、原則として監事と協議して決定するが、出来る限り第5条の規定を準用する。

5 非常勤役員手当の支給に当たっては、第5条の規定を準用する。

(端数の処理)

第11条 この規程の定めるところによる給与計算において生じた円未満の端数は切り上げるものとする。

附則

1. この規程は、内閣総理大臣の指定活用団体の指定の日から施行する。